

令和5年度（2023年度）第4回 北海道環境審議会温泉部会議事概要

と き：令和6年（2024年）3月7日（木）13：00～17：00

と ころ：北海道立道民活動センター 6階 610会議室

I 出席者

1 委員、専門委員

7名出席

2 オブザーバー

（地独）北海道立総合研究機構エネルギー・環境・地質研究所資源エネルギー部

3 事務局

課長 佐藤吾郎、課長補佐 柴崎和誠、環境衛生係長 豊岡大輔、主事 金子大輝

II 議事概要

1 食品衛生課長挨拶

2 審議事項

「地熱井掘削における自主保安指針」改定に伴う道の対応について

・「地熱井掘削における自主保安指針」の改定(令和6年2月22日)及び「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」の改定(令和6年3月5日)を踏まえ、本日の温泉部会における地熱調査井の掘削・増掘申請については、確認事項(別紙)に留意して審議することとなった。

3 審議

(1) 第28号議案（掘削許可申請）スパークス・AI&テクノロジーズ・インベストメント株式会社

○（事務局より申請内容、申請経過、申請場所、深さ、口径、工法、利用目的、温泉利用計画、周囲の源泉状況、関係法令による規制状況を説明）

○委員、専門委員、オブザーバーからの意見概要

・揚水量等の管理、動力の際の揚水試験・影響試験の実施、利用計画量の縮減を行うほか、附近源泉の同意等を引き続き求めること。

・許可して差し支えない。

(2) 第29号議案（掘削許可申請）小師馬商株式会社

○（事務局より申請内容、申請経過、申請場所、深さ、口径、工法、利用目的、温泉利用計画、周囲の源泉状況、関係法令による規制状況を説明）

○委員、専門委員、オブザーバーからの意見概要

・揚水量等の管理、動力の際の揚水試験・影響試験の実施、利用計画量の縮減を行うこと。

・許可して差し支えない。

(3) 第30号議案（増掘許可申請）個人

○（事務局より申請内容、申請経過、申請場所、深さ、口径を説明）

○委員、専門委員、オブザーバーからの意見概要

・揚水量等の管理を行うこと。

・許可して差し支えない。

(4) 第31号議案（動力装置許可申請）一般財団法人 前田一步園財団

○（事務局より申請内容、申請経過、源泉の状況、揚水試験結果、ポンプ設置深度・全揚程、

温泉利用計画、周囲の源泉状況、関係法令による規制状況、可燃性天然ガスの状況を説明)

○委員、専門委員、オブザーバーからの意見概要

- ・揚水試験に問題はない。また、影響試験も周囲既存源泉に影響は見られない。
- ・揚水量等の管理、ガス対策を行うこと。
- ・許可して差し支えない。

(5) 第32号～33号議案（掘削許可申請（地熱開発））弟子屈町

○（事務局より申請内容、申請経過、申請場所、深さ、口径、工法、地熱開発の計画・概要、噴出に関するリスクアセスメントの結果、蒸気又は熱水等の噴出のおそれの有無、噴出防止対策、注水等の実施体制、掘削工法、地域との合意形成、周囲の源泉状況、関係法令による規制状況を説明)

○委員、専門委員、オブザーバーからの意見概要

- ・噴出防止対策として、噴出防止装置(BOP)の設置や注水体制についても確保されている。
- ・揚水量等の管理、モニタリングの実施、温泉への影響の報告、噴出試験の報告等、関係者間の合意形成、順応的管理の体制構築を行うこと。
- ・許可して差し支えない。

(6) 第34号、第41号議案（掘削・増掘許可申請（地熱開発））北海道電力株式会社

○（事務局より申請内容、申請経過、申請場所、深さ、口径、工法、地熱開発の計画・概要、噴出に関するリスクアセスメントの結果、蒸気又は熱水等の噴出のおそれの有無、噴出防止対策、注水等の実施体制、掘削工法、地域との合意形成、周囲の源泉状況、関係法令による規制状況を説明)

○委員、専門委員、オブザーバーからの意見概要

- ・噴出防止対策として、噴出防止装置(BOP)の設置や注水体制についても確保されている。
- ・揚水量等の管理、モニタリングの実施、温泉への影響の報告、噴出試験の報告等、関係者間の合意形成を行うこと。
- ・許可して差し支えない。

(7) 第35号～40号議案（掘削・増掘許可申請（地熱開発））株式会社大林組

○（事務局より申請内容、申請経過、申請場所、深さ、口径、工法、地熱開発の計画・概要、噴出に関するリスクアセスメントの結果、蒸気又は熱水等の噴出のおそれの有無、噴出防止対策、注水等の実施体制、掘削工法、地域との合意形成、周囲の源泉状況、関係法令による規制状況を説明)

○委員、専門委員、オブザーバーからの意見概要

- ・噴出防止対策として、噴出防止装置(BOP)の設置や注水体制についても確保されている。
- ・揚水量等の管理、モニタリングの実施、温泉への影響の報告、噴出試験の報告等、関係者間の合意形成、順応的管理の体制構築を行うこと。
- ・許可して差し支えない。